# アジアで塗り変わる〝知財地図〟

## 特許庁長官　深野　弘行氏に聞く

企業の競争市場は経済成長するアジアを中心として世界に広がっている。海外で勝つには技術やブランド、デザインといった知的財産権を権利化し競争に臨むことが欠かせない。かつて〝世界の工場〟と言われた中国をはじめとするアジア各国は、技術だけでなく知財戦略でも日米欧の知財先進国に追いついてきた。特許庁の深野弘行長官は「知財の地図が塗り変わろうとしている」と指摘する。変化の激しい世界の知財戦略と、日本企業が置かれた現状などを深野長官に聞いた。

―2012年9月の就任以降の7カ月を振り返り、企業の知的財産を巡る現状をどう感じていますか。

「世界の知的財産の勢力地図が塗り変わりつつあるということを日々、実感している。このことは国連・世界知的所有権機関（WIPO）のフランシス・ガリ事務局長が今年1月末に来日した時も、講演で『知財の世界の重心が、西から東へ移ってきている』と指摘した。正にその通りだ。例えば、中国の12年の特許出願件数は65万件（11年比24％増）に増加した。11年に首位の米国を抜いたと話題になったが、15年までの中期計画では75万件まで増やす目標。まだまだ増える」

―中国は特許出願件数で世界首位の座を盤石にしただけでなく、知財関連訴訟でも台頭が目覚ましいですね。

「特許、実用新案、意匠関連で中国では、年間約7800件の訴訟が起きている。これは米国の件数を大きく上回っている。さらに日本では、せいぜい年間230件程度の水準というのが直近の件数だから、中国の訴訟件数がいかに多いかが分かるだろう。文字通り、知財勢力図の中心が中国などアジアに移ってきた中で、日本はアジアの国々とどう関係を深めていくかということが特許庁の重要なテーマだ」

―そうした中で米国は12年の特許法改正により先発明主義から、世界で主流の先願主義に制度設計を大きく変えました。

「米国では改正特許法の先願発明の項目が13年に施行された。これ以降の出願は基本的に先願主義を取るとしている。05年頃から議論され法案も提出されていたが、ここに来て改正案が成立に動いたというのは画期的なことだ」

―米国は発明者を重視する先発明主義にこだわった知財制度でしたが、出願に起点を置く世界の潮流と足並みがかなりそろってきました。

「厳密に言うと完全にそろったということではない。先発明か先出願かについて、かなり深刻な対立があったようだ。電機・電子や情報通信産業は（権利化の判断がすっきりする）先出願を主張。それに対し大学の研究者や個人の発明家、バイオベンチャーなどからは先発明を支持する声が強かったようだ。そうした中でようやく成立した」

―そういう意味では国際的な姿と違う点があり、日本の経済界は注意しなければなりません。

「米国の先願主義には『先発表主義』という性格がある。技術の発表の扱い方の違いだ。発明公表から特許出願する猶予期間のグレースピリオド（GP）は、日本が6カ月なのに対して米国は12カ月。日本の制度では誰かが新技術を発表し、そのGPの期間内にそれを見た別の誰かが自分もアイデアを持っていたと発表者より先に特許出願したとする。この場合、いずれの特許も成立しない。それに対して米国の制度はGPが1年と長い点が大きく違う。さらに先に発表した者の権利が優先され、先発表者が出願すれば権利が取れる。これも今回の改正の大きなポイントの一つだ」

―欧州のGPも日本と同じ6カ月です。

「欧州でGPが認められるケースは極めて少ない。発表されるとその技術は権利ではなく世の中のものだという考えが強い。事実上、GP制度がない状態に近い。日本は11年の特許法改正でGPの適用対象を広げた。ただ、基本的には発表優先ではなく、きちんと出願して権利化してほしいとの立場。GPは出願に不慣れな中小企業などの救済措置だ」

―環太平洋連携協定（TPP）や日中韓自由貿易協定（FTA）、日EU経済連携協定（EPA）といった、次世代経済圏交渉がめじろ押しです。知財は重要な交渉項目になり、企業にとって関わりが深い分野です。

「過去のEPAを見ると、協定ごとに差はあるものの、知財の保護について具体的に取り上げられるケースが多い。しかし、GPに関してはEPAなどの交渉とは別に、各国特許庁間で制度調和の議論が進んでいる。その議論の中でGPは大きな争点。主要国ユーザーの関心も高い」

―日本企業は知財戦略上、今どういった状況に置かれていますか。

**【プロフィル】ふかの・ひろゆき**　慶應義塾大学卒、通商産業省（現経済産業省）入省。近畿経済産業局長や原子力安全・保安院長を歴任。2012年9月に特許庁長官に就任。神奈川県出身。

## 海外展開は出願と直結

「特許のライセンス料など、知財貿易の収支バランスは2兆円の黒字。『発明の日』とも関わりが深いが、1885年4月18日に特許法の前身である『専売特許条例』が公布されてから（延べ）470万件もの特許が生み出され、これらの知財で日本がようやく世界で稼げる状況になってきた」

「これは大変喜ばしいことなのだが、企業が世界に出ても行った先で特許が権利化できなければいけない。特許協力条約（PCT）国際出願の件数は増えているものの、国内出願全体の中で海外にも出願されている特許の割合は3割に満たない。欧米と比べまだまだ少ないのが現状だ。この辺りに課題があるのだと思う」

―欧米企業は新興国への出願が活発で、日本も加速化が欠かせません。

「どこで事業活動をするかが出願と直結する。逆に言えば日本企業の国際展開の度合いが限られているとも考えられる。業種別に見ると医薬では、海外に特許出願される件数の比率が高い。それに対して鉄道、電力、通信キャリアなど内需型のインフラ関連は極端に低い。新興国にインフラ輸出する官民方針からすれば課題の一つになる。優れた技術を持っていても知的財産権で争えない」

―日本企業の競争力を高める上で、こうした課題を解消するには何が必要ですか。

「制度改正と政府間の制度調和の両方が必要になるだろう。大企業に限らず中小企業も、これからどんどん海外に事業展開する。海外出願や権利の監視が必要だ。特許庁として海外情報の提供などをしなければいけない。そのため各都道府県に知財総合支援窓口を設置し、地域の中小企業に対してきめ細かいアドバイスを行っている。また、中小企業の戦略的な外国出願を支援するため、『都道府県等中小企業支援センター』を通じて中小企業の外国出願にかかる費用の一部を助成する事業も行っている。さらに、新事業や国際展開を見据えた事業に活用できる知財網を形成するために、事業展開のタイミングに合わせて、各分野の審査官が連携しながら分野横断的に審査・権利化を行う『事業戦略対応まとめ審査』をこの4月から開始した。13年度はこうした支援体制を強化する」
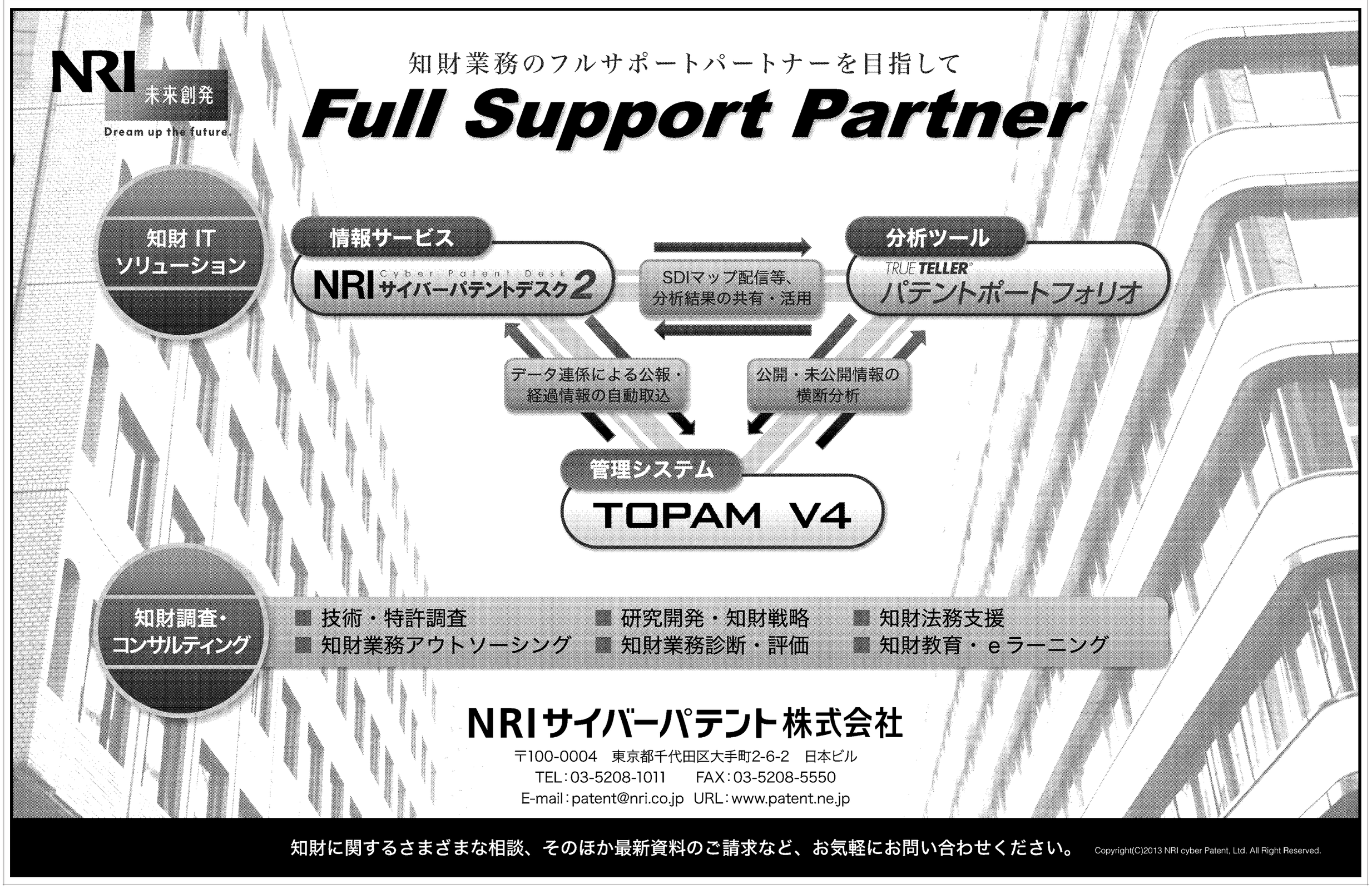
## 中小企業支援体制を強化